

日医発第 1125 号（医経）

令和 8 年 9 月 7 日

熊本県医師会
会長 殿

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎
（公 印 省 略）

令和 8 年熊本地震により被害を受けた医療関係施設等に対する
独立行政法人福祉医療機構の災害復旧資金の特例措置について

今般、独立行政法人福祉医療機構より、令和 8 年熊本地震が激甚災害に指定されたことに伴い、災害復旧資金の融資について、別添の通り、指定された地域において 3 年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長などの特例措置が講じられた旨通知がありました。令和 8 年熊本地震により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能な方がご利用いただけます。

つきましては、被災医療関係施設の貴会関係会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、福祉医療機構のホームページ

（https://www.wam.go.jp/hp/recovery_r8_kumamoto/）におきまして、詳細な融資条件等が掲載されていますのでご参照ください。

（別添資料）

- 令和 8 年熊本地震により被害を受けた医療関係施設等に対する災害復旧資金の特例措置について（令和 8 年 8 月 28 日、独立行政法人福祉医療機構）
- プレスリリース「令和 8 年熊本地震により被災された皆さまへの特例措置の取扱いについて」（令和 8 年 8 月 31 日、独立行政法人福祉医療機構）
- 令和 8 年熊本地震による災害にかかる災害復旧資金等に関するごあんない（独立行政法人福祉医療機構）

福医事第 0828001 号
令和 8 年 8 月 28 日

公益社団法人日本医師会
会長 松本 吉郎 様

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部長
(公印省略)

令和 8 年熊本地震による災害により被害を受けた医療関係施設等に対する
災害復旧資金の特例措置について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和 8 年熊本地震による災害の被害を受けられた皆様におかれましては心よりお見舞い申し上げます。

標記につきまして、令和 8 年 8 月 28 日より、別紙のとおり、今回の令和 8 年熊本地震による災害の被害を受けた施設等の災害復旧に係る特例措置を講じることといたしました。詳細につきましては、別紙のほか、独立行政法人福祉医療機構ホームページでもご案内しております。また、社会福祉施設等に係る特例措置も講じておりますことを念のため申し添えます。

つきましては、当該区域に所在する被災医療関係施設等の開設者に対する当機構の特例措置の周知について、ご協力いただきますようよろしくお願い致します。

以上

【本状に係る担当連絡先】

独立行政法人福祉医療機構福祉医療貸付部
事業統括課

電話番号（直通）：03-3438-9291

Mail：wam_tokatsu@wam.go.jp

令和8年熊本地震による災害にかかる災害復旧資金に関する概要（医療貸付事業）

令和8年熊本地震による災害の被災地の復旧を支援するため、災害復旧資金として、下記のとおり特例措置の取扱いを行うことといたしました。

I 災害復旧資金について

1. 対象範囲

令和8年熊本地震による災害により被災された地域にある医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当の機関が発行したもの）の提出が可能の方がご利用いただけます。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

2. 融 資 率

貸付金の種類	災害復旧資金	通 常
建 築 資 金 機械購入資金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金 長期運転資金	100%	60～90%

- 「建築資金」、「機械購入資金」及び「指定訪問看護事業に係る設置・整備資金」については、3,000万円まで、「長期運転資金」については、2,000万円まで無担保でのご融資が可能です。（病院の機械購入資金については、無担保でのご融資はございません。また、長期運転資金については、無担保上限額が施設によって異なります。）

- 貸付限度額は、貸付対象施設等によって異なります。

3. 貸 付 利 率

貸付金の種類	災害復旧資金
建 築 資 金 指定訪問看護事業に係る設置・整備資金	7.2億円までは無利子 7.2億円超の部分は《当初3年間》基準利率▲1.4% 《4年目以降》基準利率▲0.5%
機械購入資金	7.2億円までは無利子 7.2億円超の部分は《当初3年間》基準利率▲0.9% 《4年目以降》基準利率▲0.8%
長期運転資金	《当初3年間》7.2億円までは無利子、 7.2億円超の部分は基準利率▲0.9% 《4年目以降》基準利率▲0.8%

- 貸付利率は、契約締結時の利率が適用されます。
- 貸付利率は、償還期間等によって異なります。
- 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子貸付の期間中は、0.15%となります）。
- 貸付利率は、金利情勢に合わせて見直しますので、お問い合わせください。

4. 償 還 期 間（据 置 期 間）

○建築資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長39年		
据置期間	最長3年		

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

○機械購入資金

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長8年	最長5年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

○高額医療機器のうち先進医療機器に係る機械購入資金（病院のみ）

	災害復旧資金 (二重債務となる 方)	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長13年	最長10年
据置期間	最長3年	最長2年6か月	最長6か月

- ・ 償還期間（据置期間）は、貸付対象施設等によって異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を運営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

○長期運転資金

	災害復旧資金	通 常
償還期間	最長15年	最長3年
据置期間	最長3年	最長6か月

- ・ 償還期間が10年以内の場合は、据置期間は2年6か月以内となります。

Ⅱ 既往貸付金をご利用中の皆さまへの返済猶予

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、令和8年熊本地震による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面6か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により6か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のご相談窓口までお問い合わせください。

貸付条件等の詳細については、下記までお問い合わせ下さい。

（問い合わせ先）

【融資のご相談】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

本部 医療審査課 融資相談係 TEL03-3438-9937 Fax03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係 TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240

【返済猶予のご相談】

顧客業務部 顧客業務課 TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248

令和 8 年 8 月 31 日

【照会先】

独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付部長 川部 勝一

福祉医療貸付部 事業統括課長 菅野 雅之

(TEL) 03-3438-9291 (FAX) 03-3438-0659

報道関係者 各位

令和 8 年熊本地震による災害により被災された皆さまへの特例措置の取扱いについて

令和 8 年熊本地震による災害により被災された皆さまに心よりお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、当該災害に係る地域に災害救助法が適用されたことを受け、被災された社会福祉施設・医療関係施設等の事業者の皆さまに対するご融資等についてご相談を受け付けておりますが、この度、当該災害が激甚災害に指定されたことに伴い、令和 8 年 8 月 28 日付厚生労働省医政局長及び社会・援護局長発通知に基づき、令和 8 年 8 月 28 日より **3 年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務問題対策のための償還期間の延長**などの更なる融資の特例措置の取扱いを下記のとおり行うことといたしました。

当機構は、福祉の増進及び医療の普及・向上を目指す機関として、被災された地域の福祉・医療基盤の復興支援のため、ご融資やご返済に関するご相談に、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

記

1 令和 8 年熊本地震による災害に係る災害復旧資金の貸付けについて

(1) 福祉貸付事業について

ア 特例措置をご利用いただけるお客さま

令和 8 年熊本地震による災害により被災された社会福祉施設等の事業者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当な機関が発行したもの）の提出が可能な方となります。

イ 令和 8 年熊本地震による災害の特例措置の融資条件（主なもの）

区 分	融資条件	
	設置・整備資金	経営資金
融資率	100%	100%
償還期間 (うち据置期間)	最長 39 年（※） (最長 3 年)	最長 15 年 (最長 3 年)
貸付利率	全期間無利子	《当初 3 年間》無利子 《4 年目以降》基準利率 ▲0.8%
無担保貸付	3,000 万円まで	2,000 万円まで
融資限度額	担保評価額を上限	担保評価額を上限

※ 被災以前から施設等を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合（二重債務）に限る。

(2) 医療貸付事業について

ア 特例措置をご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された医療関係施設等の開設者であって、その旨が確認できる被害に関する証明書等（市町村長その他相当な機関が発行したもの）の提出が可能な方となります。

ただし、上記証明書等の提出が困難な場合であっても、融資の対象となる場合がありますので、別途ご相談ください。

イ 令和8年熊本地震による災害の特例措置の融資条件（主なもの）

区 分	融資条件		
	建築資金	機械購入資金	長期運転資金
融資率	100%	100%	100%
償還期間 (うち据置期間)	最長 39 年 (※) (最長 3 年)	最長 15 年 (※) (最長 3 年) (※)	最長 15 年 (最長 3 年)
貸付利率	・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 《当初 3 年間》 基準利率 ▲1.4% 《4 年目以降》 基準利率 ▲0.5%	・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 《当初 3 年間》 基準利率 ▲0.9% 《4 年目以降》 基準利率 ▲0.8%	《当初 3 年間》 ・ 7.2 億円まで無利子 ・ 7.2 億円超の部分は 基準利率 ▲0.9% 《4 年目以降》 ・ 基準利率 ▲0.8%
無担保貸付	3,000 万円まで	3,000 万円まで	2,000 万円まで
融資限度額	担保評価額を上限	担保評価額を上限	最大「診療報酬及び介護報酬」の 3 か月分

※ 被災以前から施設等を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、災害により施設等が全壊・半壊する等の被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している場合（二重債務）に限る。

2 令和8年熊本地震による災害により被災されたお客さまへの返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付及び医療貸付を既にご利用中で、令和8年熊本地震による災害により被害を受けられたお客さまに対して、被災時から当面 6 か月間の元利金の支払いについて、ご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により 6 か月以上の返済猶予も可能）。返済猶予をご希望されるお客さまは、下記、返済猶予のお問い合わせ窓口までお問い合わせください。

3 お問い合わせ窓口

【融資のご相談】（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）	
本部 福祉審査課 融資相談係	TEL03-3438-9298 Fax03-3438-0659
本部 医療審査課 融資相談係	TEL03-3438-9937 Fax03-3438-0583
（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）	
大阪支店 福祉審査課 融資相談係	TEL06-6252-0216 Fax06-6252-0240
大阪支店 医療審査課 融資相談係	TEL06-6252-0219 Fax06-6252-0240
（NPO 法人の方）	
NPO リソースセンター NPO 支援課	TEL03-3438-4756 Fax03-3438-0218
【返済猶予のご相談】顧客業務部 顧客業務課	
TEL03-3438-9939 Fax03-3438-0248	

なお、特例措置の内容等は、機構ホームページ (<https://www.wam.go.jp/hp/>) に掲載しております。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された民間病院の事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を經營するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建築資金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の100%（※1、※2）	
償還（据置）期間	建築購入		耐火	30年以内（3年以内）
			その他	20年以内（3年以内）
	賃借	敷金・保証金	15年以内（3年以内）	
		権利金	5年以内（2年6か月以内）	
貸付利率（※3）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5%	
担 保			不動産担保 無担保は3,000万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※4、※5） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※2 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。
- ※5 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還（据置）期間	耐火	39年以内（3年以内）
------------------	----	-------------

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	高額医療機器（１品5,000万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内） （先進医療機器の場合） １３年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	7.2億円までは無利子 《当初３年間》7.2億円超の部分は基準利率▲0.9％ 《４年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.8％
担 保	不動産担保（※３）
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15％が上乗せされます（無利子の期間は0.15％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償還（据置）期間	１５年以内（３年以内）
-------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の３か月分（※１）
償還期間 （据置期間） （※２）	１５年以内（３年以内）
貸付利率 （※３）	《当初３年間》 ７.２億円までは無利子、 ７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》 基準利率▲０.８％
担保	不動産担保又は診療報酬（介護報酬）担保 無担保は２，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 所要額から補助金を除いた金額の１００％、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※２ 償還期間が１０年以内の場合については、据置期間は２年６か月以内となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された民間診療所の事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を经营するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建築資金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の100%（※1、※2）	
（据置期間） 償還期間	建築購入		耐 火	20年以内（3年以内）
			その他	15年以内（3年以内）
	賃借	敷金・保証金	15年以内（3年以内）	
		権利金	5年以内（2年6か月以内）	
貸付利率 （※3）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5%	
担 保			不動産担保 無担保は3,000万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※4、※5） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※2 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。
- ※5 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還（据置）期間	耐火	30年以内（3年以内）
------------------	----	-------------

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	医療機器・備品（１品１０万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	７.２億円までは無利子 《当初３年間》７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》７.２億円超の部分は基準利率▲０.８％
担 保	不動産担保（※３） 無担保は３，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- １．被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ２．ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償還（据置）期間	１５年以内（３年以内）
-------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の３か月分（※１）
償還期間 （据置期間） （※２）	１５年以内（３年以内）
貸付利率 （※３）	《当初３年間》 ７.２億円までは無利子、 ７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》 基準利率▲０.８％
担保	不動産担保又は診療報酬（介護報酬）担保 無担保は２，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 所要額から補助金を除いた金額の１００％、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※２ 償還期間が１０年以内の場合については、据置期間は２年６か月以内となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された介護老人保健施設の事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建 築 資 金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の１００％（※１、※２）	
償還（据置）期間	建築購入		耐火	３０年以内（３年以内）
			その他	２０年以内（３年以内）
	賃借	敷金・保証金	１５年以内（３年以内）	
		権利金	５年以内（２年６か月以内）	
貸付利率（※３）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4％ 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5％	
担 保			不動産担保 ※無担保は3，０００万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※１ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※２ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建 築 資 金 償還（据置）期間	耐火	３９年以内（３年以内）
---------------------	----	-------------

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	医療機器・備品（１品２０万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	７.２億円までは無利子 《当初３年間》７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》７.２億円超の部分は基準利率▲０.８％
担 保	不動産担保（※３） ※無担保は３，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。

※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。

※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。

※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。

※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償 還（据 置）期 間	１５年以内（３年以内）
----------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の３か月分（※１）
償還期間 （据置期間） （※２）	１５年以内（３年以内）
貸付利率 （※３）	《当初３年間》 ７.２億円までは無利子、 ７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》 基準利率▲０.８％
担保	不動産担保又は診療報酬（介護報酬）担保 無担保は２，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 所要額から補助金を除いた金額の１００％、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※２ 償還期間が１０年以内の場合については、据置期間は２年６か月以内となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- １．被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ２．ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された介護医療院の事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を经营するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建築資金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の１００％（※１、※２）	
償還 （据置） 期間	建築 購入		耐火	３０年以内（３年以内）
			その他	２０年以内（３年以内）
	賃 借	敷金・ 保証金	１５年以内（３年以内）	
		権利金	５年以内（２年６か月以内）	
貸付利率 （※３）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4％ 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5％	
担 保			不動産担保 ※無担保は3，０００万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※１ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※２ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建 築 資 金 償還（据置）期間	耐火	３９年以内（３年以内）
---------------------	----	-------------

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	医療機器・備品（１品２０万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	７.２億円までは無利子 《当初３年間》７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》７.２億円超の部分は基準利率▲０.８％
担 保	不動産担保（※３） ※無担保は３，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償 還（据 置）期 間	１５年以内（３年以内）
----------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	診療報酬及び介護報酬の３か月分（※１）
償還期間 （据置期間） （※２）	１５年以内（３年以内）
貸付利率 （※３）	《当初３年間》 ７.２億円までは無利子、 ７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》 基準利率▲０.８％
担保	不動産担保又は診療報酬（介護報酬）担保 無担保は２，０００万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 所要額から補助金を除いた金額の１００％、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※２ 償還期間が１０年以内の場合については、据置期間は２年６か月以内となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された医療従事者養成施設（次のもの）の事業者

助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、臨床工学士、義肢装具士、救急救命士
及び歯科衛生士を養成する施設

なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- （1）建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- （2）機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- （3）長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を経営するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建築資金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の100%（※1、※2）	
償還期間 （据置期間）	建築購入		耐 火	20年以内（3年以内）
			その他	15年以内（3年以内）
	賃借	敷金・保証金	15年以内（3年以内）	
		権利金	5年以内（2年6か月以内）	
貸付利率 （※3）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5%	
担 保			不動産担保 ※無担保は3,000万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※4、※5） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※1 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※2 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。
- ※5 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建築資金 償還（据置）期間	耐火	30年以内（3年以内）
------------------	----	-------------

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	医療機器・備品（１品１０万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	7.2億円までは無利子 《当初３年間》7.2億円超の部分は基準利率▲0.9％ 《４年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.8％
担 保	不動産担保（※３） ※無担保は３，０００万円まで（※４）
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※５、※６） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。
- ※４ 助産師養成施設については、300万円までとなります。
- ※５ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15％が上乗せされます（無利子の期間は0.15％となります）。
- ※６ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償還（据置）期間	15年以内（3年以内）
-------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	240万円(※1)
償還期間 (据置期間) (※2)	15年以内(3年以内)
貸付利率 (※3)	《当初3年間》 無利子 《4年目以降》 基準利率▲0.8%
担保	無担保
保証人	保証人不要制度の利用が可能(※4、※5) (希望により連帯保証人を立てることも可能)

- ※1 所要額から補助金を除いた金額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※2 償還期間が10年以内の場合については、据置期間は2年6か月以内となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます(無利子の期間は0.15%となります)。
- ※5 審査の結果、保証人が不要(貸付利率に一定の利率の上乗せなし)となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

(注意点)

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された助産所の事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を经营するための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

建 築 資 金

			貸 付 条 件	
貸付限度額			所要額の100%（※1、※2）	
償還期間 （据置期間）	建築購入		耐 火	15年以内（3年以内）
			その他	10年以内（3年以内）
	賃借	敷金・保証金	10年以内（3年以内）	
		権利金	5年以内（2年6か月以内）	
貸付利率 （※3）			7.2億円までは無利子 《当初3年間》7.2億円超の部分は基準利率▲1.4% 《4年目以降》7.2億円超の部分は基準利率▲0.5%	
担 保			不動産担保 無担保は3,000万円まで	
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※4、※5） （希望により連帯保証人を立てることも可能）	

- ※１ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※２ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

建 築 資 金 償還（据置）期間	耐火	２０年以内（３年以内）
	その他	１５年以内（３年以内）

機 械 購 入 資 金

	貸 付 条 件
対象機械	医療機器・備品（１品１０万円以上）
貸付限度額	所要額の１００％（※１）
償還期間 （据置期間）	８年以内（２年６か月以内）
貸付利率 （※２）	７.２億円までは無利子 《当初３年間》７.２億円超の部分は基準利率▲０.９％ 《４年目以降》７.２億円超の部分は基準利率▲０.８％
担 保	不動産担保（※３） 無担保は１５０万円まで
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※２ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※３ 不動産以外の担保の利用が可能な場合がありますので、ご希望の場合はご相談ください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- １．被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ２．ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

機 械 購 入 資 金 償還（据置）期間	１５年以内（３年以内）
-------------------------	-------------

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	160万円 ^(※1)
償還期間 (据置期間) ^(※2)	15年以内(3年以内)
貸付利率 ^(※3)	《当初3年間》 無利子 《4年目以降》 基準利率▲0.8%
担保	無担保
保証人	保証人不要制度の利用が可能 ^(※4、※5) (希望により連帯保証人を立てることも可能)

- ※1 所要額から補助金を除いた金額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※2 償還期間が10年以内の場合については、据置期間は2年6か月以内となります。
- ※3 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※4 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます(無利子の期間は0.15%となります)。
- ※5 審査の結果、保証人が不要(貸付利率に一定の利率の上乗せなし)となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

(注意点)

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。

令和8年熊本地震による災害にかかる 災害復旧資金等に関するごあんない

令和8年熊本地震による災害により、被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

独立行政法人福祉医療機構では、被災地の皆さまの復旧を支援するため、この度、融資率の引上げ、3年間に渡る無利子貸付制度の創設及び二重債務※問題対策のための償還期間の延長など、通常の災害復旧資金の融資条件に更なる優遇措置を講じております。

これからも、被災地の皆さまの復旧支援に全力で取り組んで参ります。

1. ご利用いただけるお客さま

令和8年熊本地震による災害により被災された指定訪問看護事業者
なお、対象となる地域は、熊本県全域です。

2. ご融資の概要

- (1) 建築資金（改修費用や仮設建物の建築費も対象）
- (2) 機械購入資金（各種医療機器・備品など）
- (3) 長期運転資金（賞与等の人件費など）

3. 返済猶予について

独立行政法人福祉医療機構の医療貸付を既にご利用中で、当該災害により被害を受けられたお客さまに対して、当面6か月間の元利金の支払いに係るご返済の猶予を実施しております（お客さまの状況により、6か月以上の返済猶予も可能）。

4. ご融資の窓口

【ご融資に係る窓口】

（東日本の方）（石川県、岐阜県、三重県より東の地域）

福祉医療貸付部 医療審査課 融資相談係

TEL：03-3438-9937 FAX：03-3438-0583

（西日本の方）（福井県、滋賀県、奈良県、和歌山県より西の地域）

大阪支店 医療審査課 融資相談係

TEL：06-6252-0219 FAX：06-6252-0240

【ご返済に係る窓口】

顧客業務部 顧客業務課

TEL：03-3438-9939 FAX：03-3438-0248

※二重債務となる方とは…

令和8年熊本地震による災害の被災以前から、施設及び事業を営むための債務（民間の金融機関からの借入金を含む）を有し、当該災害により施設等が全壊・半壊するなどの被害を受けたことにより、災害復旧のため新たに機構からの融資を希望している方です。

指定訪問看護事業に係る設置・整備資金

			貸 付 条 件
貸付限度額			所要額の１００％（※１、※２、※３）
（据置期間） 償還期間	設置・整備資金		８年以内（３年以内）
	賃借	敷金・保証金 権利金	８年以内（３年以内）
貸付利率 （※４）			７.２億円までは無利子 《当初３年間》７.２億円超の部分は基準利率▲１.４％ 《４年目以降》７.２億円超の部分は基準利率▲０.５％
担 保			不動産担保 無担保は３，０００万円まで
保証人			保証人不要制度の利用が可能（※５、※６） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 仮設建物や既設建物の改修費用、解体撤去費を含みます。
- ※２ 医療機器・備品については、１品１０万円以上のものに限りします。
- ※３ 補助金を除く金額となります。また、担保評価額までの金額となります。
- ※４ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※５ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に０.１５％が上乗せされます（無利子の期間は０.１５％となります）。
- ※６ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

- 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
- ご融資には審査があります。

◆二重債務となる方への特別優遇措置

設置・整備資金 償還（据置）期間	耐火	２０年以内（３年以内）
	その他	１５年以内（３年以内）

長期運転資金

	貸付条件
貸付限度額	1,000万円（※１）
償還期間 （据置期間） （※２）	15年以内（3年以内）
貸付利率 （※３）	《当初3年間》 無利子 《4年目以降》 基準利率▲0.8%
担保	無担保
保証人	保証人不要制度の利用が可能（※４、※５） （希望により連帯保証人を立てることも可能）

- ※１ 所要額から補助金を除いた金額の100%、貸付限度額、担保評価額のうち、最も低いものが貸付金額です。
- ※２ 償還期間が10年以内の場合については、据置期間は2年6か月以内となります。
- ※３ 貸付利率は、契約締結時点の利率が適用になります。貸付条件によっても異なりますので、詳細はお問い合わせください。
- ※４ 保証人不要制度を利用する場合は、貸付利率に0.15%が上乗せされます（無利子の期間は0.15%となります）。
- ※５ 審査の結果、保証人が不要（貸付利率に一定の利率の上乗せなし）となる場合や、保証人不要制度が利用できない場合があります。

（注意点）

1. 被害に関する証明書等が必要になります。ご用意にお時間がかかる場合は、ご相談ください。
2. ご融資には審査があります。